養 老 町 第 四 回 定例会会議 録

招集されたので会議を開いた。 平成二十九年第四回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に

その次第は次のとおりである。

日程第十一	日程第	日程第 九	日程第 八	日程第 七	日 程 第 第 六	程第	程程程	○議事日程
一議案第五十六号	十 議案第五十五号	九 報告第 十四 号	八 報告第 十三 号	九 報告第 十二 号	六 報告第 十一 号	報告第九	<u> </u>	(平成二十九年十二月八日第
養老町職員の育児休業等に関するを改正する条例について	養老町個人情報保護条例等の一部償の額の決定)	専決処分の報告について(損害賠起)	営住宅の管理に関する訴えの提専決処分の報告について(養老町起)	営住宅の管理に関する訴えの提専決処分の報告について(養老町管付宅の管理に関する利解)	単に見っらい 理に関する和 理に関する和	は、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	般の報告期の決定	会議禄署名義員の省名 一月八日第一日
	日程第 二 十	日程第 十 九	日程第 十 八	日程第 十 七	日程第 十 六	日程第 十 五	日程第 十 四	日程第 十 三
	議案第六十五号	議案第六十四号	議案第六十三号	議案第六十二号	議案第六十一号	議案第 六十 号	議案第五十九号	議案第五十八号
について 置及び管理に関する条例の廃止	老農村勤労福祉センターの改正する条例について	町企業	賦課徴収条例の一部を改正する養老町営土地改良事業の経費のを改正する条例について	養老町認定こども園条例の一部条例について	掲げる条列の一部と女E老町自治会館の設置及びついて	受別の一ろこでに った町公民館設置及び管理に部を改正する条例につい	町職員の給与に関する条いて	する条例の一部を改正する条例養老町特別職の職員の給与に関て

条例の一部を改正する条例につ

日程第 十 二 議案第五十七号 いて 例の一部を改正する条例につい 養老町議会議員の議員報酬、費 用弁償及び期末手当に関する条

日 日 日 日 **程第** 程第二十四 程第二十二 程第二十一 十三 議案第六十八号 議案第六十六号 議案第六十九号 議案第六十七 号 道事業特別会計の繰入れの変更 平成二十九年度養老町公共下 町道路線の変更について 町道路線の認定につい 規 岐 阜県 約 の変更につい 市 町村職員退職 7 概手 当組 7 水 合

程第二十 五 議案第 七十 号 平成二十九 に について 年度養老 町 般 숲

日 日 程第二十六 議案第七十一号 平成二十九年度養老町国 計補正予算 (第四 4号) 民健康

保険特別会計補正予算(第二

号)

議案第七十二号 業会計補正予算 平成二十九年度養老町上 (第三号) 水道 事

議案第七十三号 平成二十九年度養老町公共下水

日程第二十八

日

程第二十七

号) 道事業特別会計補正予算(第二

九 議案第七十 -四号 事業特別 平成二十九年度養老町介護保険 会計 補正予算(第二

日

程第二十

+議案第七十五 号 号) 平成二十九年度養老町介護サ ビス事業特別会計補正予算 ĺ

日

1程第

号

〇本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。 議 長

青 Ш 貞

総

務 画

部税務 政

長

古

Ш

夫

企総

策

課 課

長部

Ш

地

憲

元

総総

_務務

課長

田

中

信

行

部

教副町

育町

長兼 長 長 長

並 長 谷 河 川

次悟孝

清

大

橋

〇出 席 議 員

番 番 番 番 番 \equiv 大 長 岩 北

夫

仁 博

番 番 番 野 早 吉 村 崎 田 百合子 永 太

七六

五. 兀

> 田 橋 澤 永 倉

正 三 龍 義 義

敏

男

郎

番 番 松 田 永 中 民 敏

十九八

番 番 Щ

員

〇欠

〇地方自治法第百二十一条の規定により

・議場に出

席

した者は次の

とおりである。

な

番 水

林 輝

見 夫 弘

+

谷

- 2 **-**

住住 健住 民民 人福 人権部 課長 長兼 髙 木

勉

〇職務のため議場に出席した者は次の

議 議

会 会

事 事

務

書

或

枝 藤

利 嘉

法 但

務 局

局

長 記

佐

とおり

である。

福 祉 課祉 長部 高

橋

人

正

松 出 弘

泰

子住

ど民

課祉

長部

木 村

志

生住

活民

· 福 境

課祉

長部

環

嘉

桐 山

則

〇議

長

(青山貞

おはようございます。

(開会時

間

午

前

九時二十九分

水産

道建

課部

長兼

業

設

長

前高 田木 伸

勝 治

とうございます。

開議に先立ち、

町

民

憲

章

 \mathcal{O}

朗唱を行

1 ます。

全員の御起立

を

お

いたします。

員

並びに執行部各位に

は、

平成二十九年

第四 君

口

養老町議会定例会を開会するに当たり、

御多用のところ御出席を賜り、

あ

ŋ

議 が

伊 藤 幸 広

農産

林業

振

興

課設

長部

産 産

業 業

建

設部

課 参

長 事

建

設

部

倉 修

· 商工観光課長 産業建設部企業誘致

大

中 也

隆

会 会

計計管

課理者

長兼

田

中

建産

建

長部

田

設

子

藤 昌

います。

また、インター

ネット

録画放送のため、

議場内のビデオ撮影を行

取材のための写真撮影を許可しました。

今定例会開会中議場

内の会議の状況について、

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、

ありがとうございました。

町民憲章」

朗唱

本日の会議は、

全員出席であります。

スポーツ振興課長教育委員会事務局長兼

佐

久

八保寺 利

明

を開会し、

本日の会議を開きます。

それでは、

ただいまから平成二十

九

年

第

匹

口

養

老 町

'議会定例

会

涯育

· 習

課員

長会

学

博

村

消 消 消 生教

防

予

田

之

防

近 渡 野

次

長 長

章 清 隆博治

藤 辺 英

会議規則第百二十七条の規定によって、

ます。

〇議長 (青山貞一 君

日

程

第

会議

殿録署名

議

員

の指名を

1 たし

番

北倉義博君、

岩永義仁君を指名します。

- 3 -

〇議長(青山貞一君) 次に、日程第二、会期の決定を議題としま

運 営等について審査されました こで、 月 月 議 会運 営 委 員 会が 開 催 さ れ 定 例 会

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君。

〇議会運営委員長(松永民夫君) おはようございます。

議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。

からについています。 去る十二月四日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行

部の出席のもとに開会をいたしました。

運営についてであります。協議事項は、平成二十九年第四回養老町議会定例会の日程及び

三十分からと決定をいたしました。 十二日 ま ず会期につきましては、 金曜日までの十五日間 本日 で、 本会議 十二月八日金曜日 の開会時 間 は、 から 午 十二月二 前 九 時

この順序で議会運営委員会を行うことに決定をい 及び委員会付託、 の指名、三、会期の決定、 議事日程につきましては、 六、 町政一 匹 _, 般に 諸 関 般 開会宣言、 の報告、 する質問、 <u>_</u> 五, 七、 たしまし 会議録署名 議案の提 議案の た。 案説 審 議

決定をいたしました。 みに発言を許 本日午後四時までに議長へ一 質問 は、 可 っ し 、 発 議会二日目の十二月二十 言 順序 は 通 般質問通告書を提出した 告書の受け付け順とすることに 一日木曜日に 行うことと 浅議員

条 例 約 の変更につ 議 \mathcal{O} する議案につきましては、 部改正につい V) てが 件、 てが十件、 町 道 専決処分の 路 条例の 線の 認定等に の廃止に 報告に . つ 0 V 0 てが てが 1 7

> ます。 ŋ 入 補 れ 正予算についてが六件、 の変更につい てが ~一件、 平成二十九年 以 上合計二十七 度 般 で 会

地方自治法第百八十条第二項の規定による報告であります 専決処分の報告について 告について 議 次に、 会初日に一括上程をし、 審 議 方法につきま 日 程第十、 (養老町営住宅の 養老町 L て は、 (損害賠償の額 報告の 個 管理に関する和解) 議事 人情報保護条例等の一 みを受けること。 Ħ 程 0) の決定) 日 程第 四、 まで計・ から日 部 専 を改 決 処 六議案は Ó 正 分 する

決を行うこと。 ては、 委員長から行い、 て議会最終日に 条例につい 疑後所管の ス事業特別会計補正予算 議会初日に逐条上程をし、 常任 てから日程第三十、 各委員会へ付託された議案についての審査報告を 委員会にその審査を付託 委員長 への質疑を付託議案ごとに討論を得て採 (第 一 号) 平 提案理 成二 までの 十 し審査をすること。 由 九年度養老町介護 の説明を受け、 計二十一件につ サー きまし そし

<u>二</u> 十 予算 程第二十五、 する条例についてまでの計 は、 度 祉 についてから日 日 なお、 養老町介護サ 業特別会計補 程第二十六、 センター 日程第十、 付託に 岐阜県市 二号)、 -の 設 平 平成二十九年度養老町 -成二十 1程第十 係る議 ĺ 正 置 養老町個人情報保護条例等の一 予算 ピ 日 町 及び管理に関する条例 ス事業特別会計 程 村 七、 職員退職手当 第二十九、 九年度養老町一 案の所管及び各委員会の (第 八議案、 養老町認定こども園 号) 及び日 平成二十九 補正 組合規約の 日 般会計 程 玉 予算 第二十、 民健 程第三十、 \mathcal{O} 廃止 年度養老町 康 補 第一 条例の 正予算 変更に 保険特別会計 に 部 日 養老農村 つい 程に を改正する条 号) 平成二十九 (第四 つきまし 介護保険 部 がを改 以 勤 て、 日 労福 補 程 日 第 Ē

業の 事業特別会計補正予算 二十九年度養老町一般会計補正予算 十九、 分から開催するよう各委員長へ要請をすること。 先である産業建設委員会は、 日程第二十七、平成二十九年度養老町上水道事業会計補 日程第二十二、 (第三号)及び日程第二十八、平成二十九年度養老町公共下水道 火曜 十四 経費の賦 養老町 日 の午前・ 案の審 課徴収 企業立地促進条例 町道路線の認定についてから日程第二十五 十時 査 の付託先である総務民生委員会は、 条例の一 から、 (第二号)、 また日程第十八、養老町営土地 十二月十二日火曜日 部を改正する条例について、 0 一部を改正する条例について、 以上合計八議案の審 (第四号) までの計四 (D) 午 十二月 後 時三十 の付託 正予算 日 良事 成

以上のように決定をいたしました。

【長(青山貞一君) ありがとうございましたこれで議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りします。

〇議長

たしたいと思います。これに御異議はありませんか。会期は、本日十二月八日から十二月二十二日までの十五日間にいただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の

「異議なし」の声あり〕

)議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

日間に快至いたしたした。よって、会期は本日十二月八日から十二月二十二日までの十五日の一て、会期は本日十二月八日から十二月二十二日までの十五日のである。

日間と決定いたしました。

す。 本日の日程については、お手元に配付してあるとおりでありま **〇議長(青山貞一君)** 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項

これで諸般の報告を終わります。

続きまして、町長の挨拶をお願いいたします。

養老町長 大橋孝君。

〇町長 会展示会、そしてメーンイベントである養老改元フェスタや、本いりました。秋篠宮親王殿下に御来町いただいた全日本愛瓢会総 老」などのさまざまな事業を展開してまいりました。 町の基幹産業である食肉をテーマにした「まるごと肉 文化を初めとした本町のさまざまな魅力を県内外に発信をして 例 さて、本年は養老改元一三〇〇年祭を開催 会に御出席を賜りまして、 議員各位におかれましては、 (大橋 孝君) 改めまして、 まことにありがとうございま 大変お忙しいところ、 皆さんおはようございます。 いたしまして、 まつり養 口 . の ま

まして、 相 \mathcal{O} すところは二十三日のクロージングイベントだけでございます。 わることができたのではないかというふうに思っております。 互の深いきずなを感じたところでございます。 取り組みに参加させていただき、参加者の皆様 中でも地域の日では、 町民の皆様を初め、 詳しい検証しなければなりませんけれども、 多くのボランティアの方々の御協力によ 町内の各地区の特色を生かした地域独自 者の皆様 を拝 見 成功裏に終 住民 n

備 おります。 人 また、 が目に見える形で進んでおり、 チェンジ間 チェ 増加などが期待されるところでございま 東海環状自動 また、 ンジが供用開始予定となって の供用が開始され、 来年六月には養老サー 車 道の養老ジャンクショ 周辺 今後は本町 の交通網 おります。 ビスエリアにスマ への企業進出 す。 も整備されてきて ンから養老 本町 インフラの整 活性 日や交流 ートイ インタ

たいと思います。促進され、本町のさらなる発展につながるよう取り組んでまいりのための大きなチャンスと捉え、雇用の確保や移住・定住がより

町 た年でもございました。 体 管理意識の向上を図り、 って第一に果たすべき役割でもございます。 としてできることは最優先に取り組 :制の整備に努め、 ま た、 ことし は台風 また県・ \mathcal{O} 町 町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう 被害を受けるなど自然の `民の生命・ 国に強く要望することはもとよ 財産を守ることは んでまい 職員一人一人の危機 ります。 猛威にさらされ 政

思っております。

思っております。

の明るい未来のために丁寧に対応してまいりたいとまざまな課題に直面しております。町民の皆様の意見を大切にしまざまな課題に直面しておりますが、空き家対策や人口減少などさ 歩を踏み出すわけでございますが、空き家対策や人口減少などさ 一三○○年祭が終わった来年でございますけれども、新しい一

せていただきます。本日はまことに御苦労さまでございます。十分な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさ本議会は、二十七件の議案を提出させていただいております。

○議長(青山貞一君) 町長の挨拶が終わりました。

訂正の申し出がありましたので、許可な水谷議員の質疑に対する答弁について、 ここで、 の申し出がありましたの 去る十一月十七 日 の第三回臨時会の議案審 可を 前 いたします。 田産業建設 部 議 課 \mathcal{O} ※長より 中で、

前田産業建設部課長。

〇産業建設部課長 兀 東 谷 部 議 町 民体育館耐震・大規 員の質疑 (前田勝治君) の答弁について、 **烷模改修** + · 月 私 工 \mathcal{O} は間違 事請 臨時議会の議 負契約の った答弁をい 変更に **職案第五** た 0

私は、アンダーピーニング工法と、アンカーピーンニング工法

ころ、 を行 問 を勘違 に対して、 ってしまい 外壁 いし、 \mathcal{O} 水谷 アンダー 補 修工 ました。 **-議員** 法と思い込み、 ا ا \mathcal{O} 申 言 しわけありませ わ ニング工法と理 れるとおり 御 質問と全く違う工法 O工法 こんでし 解してよろし ですと回 [答す カ ると 説 \mathcal{O}

ときも、 答しました。 また、 既設柱の補 再度アンダーピー 申 L わ け 強説明を行い、 ありませんでした。 ニング工法の ピーニ 御質問をいただきまし ングは外壁の 改修と

ま 報告につい 報告第十四 での計六件を一括議題として 長 長より (青山 報告を求めま 号 て 貞 (養老 専決処: 君 町営住宅の 分の報告について 次に、 て上 日 管理に関 程第四、 一程し、 す 報 報告のみを受けます。 (損害賠償 る 告 和 第 解 九 の額の から日 専 決 1程第九 処 分

養老町長 大橋孝君。

一。一。一の町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました報告第九号から

ます。て(養老町営住宅の管理に関する和解)を御説明させていただきて(養老町営住宅の管理に関する和解)を御説明させていただきまず報告第九号から報告第十一号までの専決処分の報告につい

二回 を 平成二十九 居住したいとの 相 お りになります。 この 手方より いたしました。 \Box 頭 和 解につ 弁 論 年十一月 滞納家賃を分割納付 に お 和 きまして 解申 和 1 て、 解 一 し出 L 裁判上 に大垣 た事項 は、 があ 訴えの 簡易 b, $\overline{\mathcal{O}}$ 12 して返済 0 和 解 裁 平成二十 提 V) 料所に 起 7 が 成 は、 後、 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 九年 別 したので、 お 本 第 紙専決処分書のと 件 7 + 住 回 月二十 宅に引 公開され П 頭 専 弁 7決処分 七 論 た第 日

の説明とさせていただきます。 以上で、報告第九号から十一号までの専決処分の報告について

ていただきます。ついて(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)を御説明させ、次に、報告第十二号から報告第十三号までの専決処分の報告に

事件として訴えを提起したものであります。 宅の明け渡しを催促した者のうち、 ない者について、 いる者の中で、住宅明け渡し請求書にて家賃滞納の支払い 報告第十二号の訴えにつきましては、 岐阜地方裁判所大垣支部 町から催告したが催告 町営住宅家賃を滞 建物明け 渡 及び住 に応じ 等 納 請 求

ものでございます。 大垣簡易裁判所へ建物明け渡し等請求事件として訴えを提起したに違反したことにより、住宅管理上、改善が急務と判断したため、後の住宅管理状況が入居者の保管義務及び迷惑行為への禁止事項続きまして、報告第十三号の訴えにつきましては、転貸者死亡

相手方は、別紙専決処分書のとおりになります。 専決第十八号から専決十九号にて町営住宅の明け渡しを求める

ただきます。 て(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)の説明とさせていて(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)の説明とさせてい以上、報告第十二号から報告第十三号 専決処分の報告につい

)決定)を御説明させていただきます。 次に、報告第十四号 専決処分の報告について(損害賠償の額

第六十七号) 専決処分につきましては、 0 第百八十条第一項に 決定について報告するも 地方自 により、 のでござい 治法 公用車の (昭和二十二 ・ます。 事故にお 年 け うる損 法

で、よろしくお願いをいたします。詳細につきましては、後ほど担当課長に補足説明をさせますの

〇議長(青山貞一君) 田中建設課長、補足説明

〇産業建設部建設課長(田中一也君) それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

いて、 処分書のとおりであります。 したため専決処分をいたしました。 部 用 阜市長良六百四十八番 車備えつけのスピー が破損したもので、 事故等の概 公用車をホテル地下駐車場へ入庫しようと進行した際、 要は、 平成二十九年十月二 平成二十九年 地の岐阜グランドホテル カーが駐車場上部に接触をし、 十二月一日に修理費用 詳 細 は、 十六日午後 専 決第二 地下駐車 一十号 駐車 時ごろ、 場内に が 場 確定 Ô 専 決 岐 お

の決定)の補足説明とさせていただきます。 以上で報告第十四号 専決処分の報告について(損害賠償の額

〇議長(青山貞一君) 報告が終わりました。

議会への報告でありました。 ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定により、

〇議長 理 第三十、議案第七十五号までの二十一議 由の説明を受け、 (青山貞一 君 総括質疑のみを行い 次に、 日 程第十、 ます。 案は、 議案第五 逐 条上 十五号から 程後、 日 案

例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。 それでは、日程第十、議案第五十五号 養老町個人情報保護条

ます。

養老町長 大橋孝君。町長より提案理由の説明を求め

をさせていただきます。養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について説明大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第五十五号

個人情報の定義の明確化と、要配慮個人情報の取り扱いを規定

もの とに伴い、 すること等を趣旨とした個人情報保護法等改正法及び行政 人情報保護法等改正法が平成二十九年五月三十日に施行されたこ でございます。 養老町個 人情報保護条例等について所要の改正 立を行う 人機関個

ろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、 総務部1 長に 補 足 説明をさせますので、 ょ

〇議長 (青山貞一君) 田中総務部長、 補 足説明。

〇総務部長兼総務課長 足説明をさせていただきます。 田田 [中信行君) それでは 私の ほ う カ 5 補

関係) 議会定例会資料の養老町 をごらんください。 個 人情 報保護条例新旧 対照 表 第一 条

個 等役務の利用等に割り当てられる番号等といった個人識別 8 るものです。 人情報に該当することを明確にするため、 第二条第二号は、指紋デー タ等の身体 の 一 部の特徴や旅 個人情報の定義を改 符号が

された情報を含めた要配慮個人情 するものです。 また、 同条第三号は、 改 正 |後の行政機関個人情報保護法に規定 報に ついての定義を新たに規定

新たに規定するものです。 同 条第十号は、 本条例に おいて特定の個 人を指す本 人の 定義

したことに伴う改正です。 六条は、 第二条第三号に お į١ て要配 慮個 人情報 0 定 足義を規 定

改正です。 第七条は、 第二条第十号において本人の定義をしたことに伴う

ル等に要配 おいては実施機関に対 九条は、 慮個 要配慮個 人情 報の 人情報の 有無を記載することとされたため、 取 取 り扱い事務開始時に届け出るこ り扱いに関して、 個 人情報ファ 本

とを新たに義務化する規定を設けるものです。

ったことを受け、 規模事業者が削除されたことに伴い、 人情報保護法による個人情報の保護に関する規制が及ぶこととな 二条第三項に規定する個人情報取り扱い事業者 一十五条は、 条文を削除するものです。 法改正による個人情報保護法 小規模事業者に対しても個 の改正により、 の定員から 同 小

法

報の提供に関する条例新旧対照表 次に、議会定例会資料の養老町個人番号の利用及び特定個人情 (第二条関係) をごらんくださ

施行に伴い、 条項を改正するものです。 ゆる番号法の改正により、 る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、 第 条及び 本条例において条項を引用 第五条第 項 条項にずれが生じたことに伴い の改正は、 個 している行政手続 人情報保護法等改 正 お 該 法

条関係)をごらんくださ 次に、 議会定例会資料の養老町 `情報公開条例 新 旧 対照表 (第三

改正を行うものです。 条例において個人情報の定義の明確化に係る改正を行うことに伴 第二条第二号及び第六条第二号の改正 個人に関する情報に係る部分につ 11 ても、 は、 養老町個 同 様 に明 人情 確化する 報保

次に、 施行日について は、 この条例 は 0) 公 布 \mathcal{O} 日 から 施

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長 (青山貞一君) あ りがとうございました。

説明が終わり ました。

ただいまより総括質疑を行い 、ます。

本案は総務民生委員会に付託 0 上 審 査 したい 、 と 思 ま

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとど

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

定いたしました。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第十一、議案第五十六号 養老

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に 〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第五十六号

ついて説明をさせていただきます。

いても改められたことに伴い、本条例について所要の改正を行う勤職員の育児休業が二歳まで再延長が可能となり、また運用につ地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常

よろしくお願いをいたします。詳細につきましては、総務部長に補足の説明をさせますので、

ものでございます。

〇議長(青山貞一君) 田中総務部長、補足説明。

〇総務部長兼総務課長(田中信行君) それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

第二条の四を加えることに伴い改正を行うものです。 まず、第二条第三号及び第二条の二の改正については、新たな

次に、第二条の四の改正については、新たな第二条の四を加え

るため一条繰り下げるものです。

です。長することが可能となったことに伴い、所要の規定を設けるもの体業について、条例で定める場合に該当するときは二歳まで再延、だ、新たに加える第二条の四については、非常勤職員の育児

るものです。 の実施が行われない、いわゆる待機児童となっていることを加え 等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面そ 等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面そ 等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面そ の実施が行われない、いわゆる待機児童となっていることがで きる特別な事情の改正については、要件として、いずれも保育所 別の事情、第四条の育児休業期間の再度の延長ができる特別の事 の表のです。

えたことによる改正です。 第三条第一項第七号の改正については、新たな第二条の四を加

ら施行いたします。 次に、施行日についてでありますが、この条例は、公布の日か

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

めていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

定いたしました。

〇議長(青山貞一君) 日程第十二、議案第五十七号 養老町議会

正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第五十七号

養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町議会議員の期末手当についても、一般職の職員に準じて所養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、

要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当局長より補足説明をさせますので、

よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(青山貞一君) 佐藤議会事務局長、補足説明

〇議会事務局長(佐藤嘉但君) それでは、補足説明をさせていた

たきます

まず第一条関係について説明をさせていただきます。

文給する場合において○・一月分引き上げるものでございます。 第五条の改正につきましては、期末手当の支給率を、十二月に

もので、年間の支給率につきましては、変更はございません。ましては、一般職と同様に六月と十二月に振り分ける改正を行うの支給率が○・一月分引き上げになりますが、引き上げ分につき、第二条関係につきましては、第一条の改正で、期末手当支給する場合において○・一月分引き上げるものでございます。

二条の規定は、平成三十年四月一日から施行します。日から施行し、平成二十九年四月一日から適用します。また、第次に、施行日についてでございますが、第一条の規定は公布の

いるものでございます。 附則第二条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定して

○議長(青山貞一君) 説明が終わりました。 以上で補足説明とさせていただきます。

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

O議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

さいたいまいた。 よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決

てを議題といたします。 町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についる議長(青山貞一君) 次に、日程第十三、議案第五十八号 養老

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

についての説明をさせていただきます。養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第五十八号

て所要の改正を行うものでございます。養老町特別職の職員の期末手当についても、一般職の職員に準じ養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、

ろしくお願いいたします。 詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、よ

〇議長(青山貞一君) 田中総務部長、補足説明。

足説明をさせていただきます。
の総務部長兼総務課長(田中信行君) それでは、私のほうから補

まず第一条関係について説明をさせていただきます。

する場合において○・一月分引き上げをするものです。 第八条の改正については、期末手当の支給率を、十二月に支給

次に、第二条関係について説明をさせていただきます。

いません。
り分ける改正を行うもので、年間の支給率については変更はござり分ける改正を行うもので、年間の支給率については変更はござりますが、引き上げ分について一般職と同様に六月と十二月に振第一条の改正で、期末手当の支給率が○・一月分引き上げにな

条の規定は平成三十年四月一日から施行いたします。から施行し、平成二十九年四月一日から適用します。また、第二次に、施行日についてでありますが、第一条の規定は公布の日

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

定いたしました。
よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決

町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題〇議長(青山貞一君) 次に、日程第十四、議案第五十九号 養老

町長より提案理由の説明を求めます。

といたします。

養老町長 大橋孝君

〇町 明 老町職 (をさせていただきます。 (大橋 員の給与に関する条 孝君) ただい ま上 例 の一部 程 を賜りました議案第五 を改正する条例に + 九 7

議決定されたことに伴い、 法 給料表等について所要の改正を行うものでございます。 平 等の 成二十九年の人事院勧告によ 一部を改正する法律案が平成二十九年十 町においても、 9 玉 \mathcal{O} 国に準じて勤勉手当 般職 0 一月十 お与に 七日 関 する 閣

ろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、 総務 部 景に補見 足説明をさせますの で、 ょ

〇議長 (青山貞一君) 田中総務部 長 補 足説明

〇総務部長兼総務課長 (田中信行君) それでは 私 の ほ う ゟ゙ゝ 6 補

足説明をさせていただきます。 まず二十条の改正については、 最初に、第一条関係について説明をさせていただきます。 勤勉手当の支給率を再任用以

き上げ、 き上げに伴い、五十五歳を超える六級以上 次に、 職員については、 附則第十二項の改正については、 再任用職員については○・○五月分引き上げるものです。 十二月に支給する場合において○・一月分引 勤勉手当の支給率の引 の職員の勤 勉手 当減

 \mathcal{O}

対象額に乗ずる割合の改正を行うものであります。 別表第一については、 給料表の改定を行うものでござい ま す。

次に、 第二条関係について説 明をさせていただきます。

について労働基準法に準拠した算出方法に改正するもので 第十六条の改正 -九条の改正につい については、 、ては、 勤 附 務 則 第九項を削ることによる改 時間当たりの給与額の 出

正と第一条で改正した勤勉手当 二十条の改正については、 附則第九項を削ったことによる改 <u>。</u> 支給率に っい て、 六月と十二月

> で平準化する改正 で、 年間の支給率については変更はござい ま

ます。 三十一 附 則 日 第九 までの時限規定でありますので、 項 つから 附則第十二項までについ 今回 ては、 削るものでござい 平成三十 年三 月

定しております。 次に、 附 則 第二 条 糸は、 この 条例 の 施行に 伴 V, 必 要 な措 置 を

について、 整するものです。 において三十七歳に満 次に、 附則第三条は、 若年層 を中心に回復するもの たない職員の号給を同日に一号給上 平成二十七 年一 月一 で、 平 日 -成三十年 に 抑制され 应 た昇 月 日

次に、 附則第四 |条は、 町 の規則

への委任規定です。

項を削 次に、 0 たことにより養老町職員の育児休業等に関する条例 附 剘 第五条は 養老町職員 の給与に関する条例 附 則 第 0 改九

正です。

の規定は、平成三十年四月一日から施行 ら施行いたします。 次に、 施行日についてでありますが、 ただし、 第二条、 附則第三条及び この条例 いたします。 は、 附 公 剘 布 第五 \mathcal{O} 日 か

条例は、 また、 平成二十九年四月 第一条の規定による改正後の養老町 日から う適用い た 職 ます。 員の給 与に 関 する

以上で補足説明とさせてい ただきます。

(青山貞 一君) 説明が終わりまし

ただいまより総括質疑を行 、ます。

いただくようお願いを ここで 本案は総務民生委員会に付託の の質疑 は 総括的、 いたします。 ある V 弋 は 大綱的 審 査 したいと思い な質疑

質疑はありません か。

[「なし」の声 あり

〇議長 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

諮りします。

V

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、 本案は総務民生委員会に付託の上、 審査することに決

定をいたしました。

〇議長 公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に を議題といたします。 (青山貞一君) 次に、 日 程第十五、 議案第六十号

町 長より提案理由の説明を求めます。

老町長 大橋孝君。

〇町長 (大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十号

養老町公民館設置及び管理に関する条例の 部を改正する条例に

ついて説明をさせていただきます。

養老公民館移転に伴う位置及び会議室名称等の改正を行うも \mathcal{O}

でございます。

細につきましては、 担当課 長に補足説明をさせますの で、 ょ

ろしくお願いをいたします。

〇議長 (青山貞一君) 久保寺生涯学習課長, 補足説明。

〇教育委員会生涯学習課長 (久保寺利明君) それでは、 私 \mathcal{O} ほ

カコ ら補足説明をさせていただきます。

改修工事費等の補正予算の議決を経て設計業務工事に入っており 養老公民館移転につきましては、本年六月定例会におきまして、

> ろでございます。 ます。その工事も、 今月十二月二十日完成予定で進んでおるとこ

せて改正するものでございます。 すか、それにあわせてこの条例を精査しましたところ、 あるいは会議室名称等、 今回 養老公民館移転に伴い、 改正漏れの部分がありましたので、 位置等の改正を行うわけ 文言等、 いなんで あわ

対照表をごらんください。 それでは、資料の養老町公民館設置及び管理に関する条例 新 旧

二十五番地」から移転先となる「石畑四百八十四番地三」 いたします。 まず第二条において、養老公民館の位置を現在 \mathcal{O} 「竜泉寺千百 に 改

するものでございございます。 第四条におきましては、 社会教育法の改正に伴い、 表現を改 正

ございます。 ましたので、 記しております「めいぜられた」を漢字の「命」に改めるもので また、第十二条では、条文中ほどの条番号の改正漏れがござい 「第七条」を「第十条」に正 し、 文末の平仮名で表

ざいます。 中で、先ほども申しましたように、 研修室を中央公民館の一施設と捉え、 例で規定を設けておりましたが、この改正にあわせて中ホール、 ましては、 ほども出ておりますけれども、 更になってございましたので、 続きまして、 養老農村勤労福祉センターの 別表につきましては全部改正ということで、この 中ホールと研修室の使用料につき それを改めるとともに、 開設当時と会議室の名称が変 料金等を設定するものでご 設置及び管理に関する条 今回、

表中の附属設備使用料の中の冷暖房設備の料金等につきまし 会議室の使用料と同様で会議室の 名称を変更されているも

を行っていない設備の使用料が規定されているため、 こちらにつきましては、 のです。 おります金びょうぶとピアノの使用料の規定を残し、 あるとか、ビデオ編集機といったもの、 のに正すとともに、 さらに、 別表の最後で特別器具使用料として規定しております。 中ホー 開設当時 ル 研 修 ありました十六ミリの 室の使用料を規定いたします。 既に廃棄され機器の更新 削除するも 現在残って 映写機で

0) 0) っです。 規定につきましては、平成三十年一月二十九日より施行するも この条例は、 公布の日から施行するものです。 ただし、 第二条

例の一 以上で議案第六十号 部を改正する条例についての補足説明とさせていただきま 養老町公民館の設置及び管理に 関する条

〇議長(青山貞一君) 説明が終 わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

8 すので、ここでの質疑は、 ていただくようお願いをいたします。 なお、本案は総務民生委員会に付託の上、 総括的、 あるいは 審査したいと思いま 大綱的な質疑にとど

疑はございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長 〇二番 (岩永義仁君) (青山貞一君) 二番 特別器具使用料についてお聞きしたいと思 岩永義仁君

ピアノ一台、千五十円とありますけれども、こちらメンテナン 調律とか ですね。 どのようにされておるかを教えてください

〇議長 (青山貞一君) 久保寺生涯学習課長、 答弁。

〇教育委員会生涯学習課長 (久保寺利明君) ただいまの岩永議

> 0 御質問に 回答いたします。

ます。 を行っています。 中 *-中ホールも町民会館のピアノにつきましても、 ・ルのピアノにつきましては、 以上です。 年一 回 調律を行っ 年 7 口

[「議長」と呼ぶ者あり]

律

〇議長 (青山貞一君) 二番 岩永義仁

〇二番(岩永義仁君) この特別器具使用料なんですけれども、 についてもお知らせいただきたいのと、もうどうですか。 ンテナンスに相当費用がかかると思うんですけれども、 お願いします。 まうという考え方はないのかというのをお聞きしておきたいので、 のことも全部ほかのものと一緒で、 特別器具使用料をなくしてし その費用 辺

〇議長(青山貞一君) 久保寺生涯学習課長、 自席で答弁

〇教育委員会生涯学習課長(久保寺利明君) しというか調査を行っております。 るということで、昨年の十月あたりから 答えることできませんが、 料ございませんでメンテの使用料については、 使用料に関しましては、 既に養老町の各使用料について検討す また後ほど回答いたします。 町内全体の使用 ちょっと今手元に資 確かな額をここで 料 0 見直

いと思います。 中で、これらの器具を含めることについても、 ので再度見直すという方向で進んでいると思います。 そうした中で、 会議室の使用料についても、 ちょっと検討した 冷暖房も含め そういった たも

〇議長 (青山貞一君) ほ かに質疑はございません

「なし」の 声 あ 9

〇議 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

お諮りします。

と思います。これに御異議ありませんか。 条は、 総務民生委員会に付託の上、 審査することにいたした

「異議なし」 の声 あ 9

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

定いたしました。 よって、本案は総務民生委員会に付託の上、 審査することに決

〇議長 町 自治会館の設置及び管理に関 てを議題といたします。 (青山貞一君) 次に、 日 する条例 程第十六、 0 議案第六十一 部を改正する条例に 号 養老

長より提案理由の説明を求めます。

老町長 大橋孝君

〇町 条例について説明をさせていただきます。 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する (大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十 <u>-</u>一号

改正を行うもので、新しい自治会館の所在地を養老町石畑四百 十四番地三とするものでございます。 養老公民館の移転に伴う養老自治会館の移転につい て、 所要の

る条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきま 以上で議案第六十一号 養老町自治会館の設置及び管理に関す

〇議長(青山 君 説明が 終 **心わりま** L た。

ただいまより総括質疑を行います。

すので、 8 ていただくようお願いをいたします。 ここでの質疑は、 本案は総務民生委員会に付託の上、 総括的、 あるい は 審査したいと思いま 大綱的な質疑にとど

質疑はございませんか。

[「ありません」 の声あり〕

〇議長 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。 本案は、 総務民生委員会に付託の上、 審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

定をいたしました。 よって、本案は総務民生委員会に付託の上、 審査することに決

〇議長 町認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。 (青山貞一 君 次に、 日程第十 Ł 議案第六十二 養老

町長より提案理由 の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

〇町長 (大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十二号

させていただきます。 平成三十年度に全ての公立保育園 養老町認定こども園条例の 部を改正する条例について説明を ・幼稚園を廃止し、 認定こど

も園として運営するための条例改正を行うものでございます。

担当課長に補足説明をさせますので、

ょ

詳細につきましては、

〇議長 ろしくお願いをいたします。 (青山貞一君) 松岡子ども課長、 補足説明

〇住民福祉部子ども課長 (松岡弘泰君) それでは 私の ほうから

補 足説明をさせていただきます。

稚園及び池辺幼稚園がございます。 公立保育園として養北保育園 公立幼稚園として養北幼

に移転します。 船附こども園は、 育所型認定こども園に移行することに伴い廃園とします。 養北こども園とし、 養北保育園及び養北幼 現在、 池辺幼稚園については、 改修工事を進めております旧笠郷 《稚園につきましては、二施設を利 私立 一池辺保育 また、 幼 園 用 が保 稚 L た

るものです。「養老町立養北こども園、養老町飯田九百三十三番地六」を加え附こども園、養老町船附千百四十九番地四」とし、その下段に立船附こども園、養老町船附二百五十一番地一」を「養老町立船これに伴い、養老町認定こども園条例第三条の表中の「養老町

ド。 管理に関する条例及び養老町立幼稚園設置条例を廃止するものでなるため、附則第二項、第三項により、養老町保育所の設置及びまた、公立の保育園・幼稚園が全てこども園に移行することに

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括母

総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

定をいたしました。 よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決

〇議長(青山貞一君) 次に、日程第十八、議案第六十三号 養老

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十三号

条例について説明をさせていただきます。

ろしくお願いをいたします。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ

〇議長(青山貞一君) 伊藤農林振興課長、補足説明

〇産業建設部農林振興課長(伊藤幸広君) それでは、私のほうか

ら補足説明をさせていただきます。

徴 地 されたことに伴 了等の場合の公告等の規定を引用している土地改良法が 収する場合に定める条例でござい 域内に農地を有する者に対して、 養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例につきまし V) 所要の改定を行うものであります。 まして、 金銭・夫役または現 準用規定や工 元品を賦 事の完 部改正 7

改めるものです。 きまして、土地改良法より引用しております条項を、 る第二条第三項及び急施の場合の特例を定めている第五条につ 条例の目的を定めている第一条、 賦 、課の基準等の決定を定めて 改正

以上で補足説明とさせていただきます。 なお、施行日は公布の日から施行するものといたします。

〇議長 (青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

すので、 8 なお、 ていただくようお願いをいたします。 ここでの質疑は、 本案は産業建設委員会に付託の上、 総括的、 ある 11 は大綱的な質疑にとど 審査したいと思いま

疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

〇議長 お諮りします。 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

いと思います。これに御異議ありませんか。 産業建設委員会に付 審査することにいたした

託の上、

本案は、

「異議なし」の声あり

〇議長 (青山貞一君) 異 、議なしと認めます。

たしました。 って、 本案は産業建設委員会に付託の上、 審査することに

〇議長 (老町企業立地促進条例の一部 (青山貞一君) それでは、 :を改正する条例についてを議題と 日程第十九、 議案第六十四号

町長より提案理由の説明を求めます。

老町長 大橋孝君

> 〇町長 養老町企業立地促進条例の (大 橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十 部を改正する条例について . 説 兀

をさせていただきます。

致をさらに推進するため、 よろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、 企業立地奨励金の交付対象となる業種を追 担当課長より補足説明をさせますので、 所要の改正を行うものでございます。 加 Ļ 本町 \dot{O} 企業誘

〇議長 〇産業建設部企業誘致・ (青山貞一君) 商工観光課長 大倉企業誘致・商工観光課長 大倉 修君) 補足説 それでは

私のほうから補足説明をさせていただきます。

るものであります。 工場等設置奨励金の交付範囲をこれまでの製造業のみから拡大す 今回の改正は、これまで以上に積極的な企業誘致を図るため、

た植物工場を交付対象に追記するため改正を行うものであります。 牽引事業の促進に関する基本計画において、 しておりますが、養老インターチェンジ、 ら施行するものであります。 て平成二十九年九月二十九日に国から同意を受けました地域経済 いと予想される運輸業の一部及び卸売業、 マートインターチェンジの開通によるストック効果の影響が大き 次に、 第二条第二号においては、 施行日でありますが、 奨励金の交付対象となる業種を規定 この条例は平成三十年一月 小売業を追加し、 養老サービスエリアス 牽引事業に位置づけ 日日 加え

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長 (青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

ここでの質疑は 本案は産業建設委員会に付託の上、 総括的、 あるい は 審査 大綱的な質疑にとど したいと思いま

、でいて、こういのでいたでします。 めていただくようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(青山貞一君) 九番 田中敏弘君。

〇九番(田中敏弘君) 二点について伺いたいと思います

制を緩和したところであります。 向 来投資促進法を成立させました。これを受けて企業用地の けて、 (府は農村への企業誘致を促す、 七月には農地法、 農振法 の政令を改正 いわゆる農村産業法と Ĺ 農地 $\bar{\mathcal{O}}$ 確 地 転 用 保に 域 規 未

組 象となる企業の業種を従来の工業種から全業種に広げまし \mathcal{O} を確保する狙いもありますが、 のことにより地域への商業施設等の誘致を促し、 みの厳格な運用が必要かと思います。 懸念もあり、一定の条件を設け、 用を例外的に認める地域を、 農 農村地 地 農地 が無秩序に開発され 域から全地域 の確保に向けこうし 農家の に、 な 雇 また 用 た。 かと 対

が ところでございますが、 基本計画を作成し、主務大臣に協議、 方針に基づき、各支援を受けるため市町村及び都道府県に 7 このような背景の中で条例を改正されるわけですが、 |画を作成したということは評価できると思い 養老町進出 り組 してい かということが一点と、これ 地域経済牽引事業の促進協議会を作成するという意向 んでいく中で、 くのか、 というような関係で、 の姿勢を伺いたいと思います。 養老町としていかに特色を出 先ほど説明ありましたように、 は、 県下でも一 今後全国的に市町村 同意を得るといたし ますが、 番最初にこの基本 て P あ 町 玉 E は ど う として る企業 しておる で お \mathcal{O} いて R 競 基

)議長(青山貞一君) 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

〇産業建設部企業誘致・商工観光課長(大倉・修君) ただいま

田中議員からの質問にお答えいたします。

議会を組織することができると規定されておりま するため、 町村及び都道 ことにつきまし まず一点目 地域経済牽引支援機関として地域経済牽引事業促 足府県は、 0 ては、 地 域 経 基本計画等に関し必要な事 地域未来投資促進法第七条に 済 牽引促進事業協議会の設置の意向 項 において ついて協 市 う 議

おります。
り、必要に応じて設置について検討を行ってまいりたいと考えてり、必要に応じて設置について検討を行ってまいりたいと考えてせんが、岐阜県全体の動きや今後支援措置を実施していくに当たしており、現在のところ協議会の設置に向けての動きはございまこのたび、国より同意のあった基本計画は岐阜県と共同で作成

道全線開通による南北へのアクセスの向上、 きたいというふうに思っております。 利便性を上げることができ、これらの点に 古屋圏内へも近づいたことで、 名神高速道路による東西へのアクセスや、 をしていくのかということにつきましては、 次に、二点目の本町としてどのような特色を出 港や空港を利用した輸送に対する 今後、 ついてPRに努めてい 本 またそれらにより名 町 東海環状自動 の特色とし してP R 促

えております。以上でございます。
Rしていくことで、積極的な企業誘致を推進してまいりたいと考促進法基本計画により、受けていただいている支援措置内容をPをのほか、全国第一号として国から同意を受けた地域未来投資

議長(青山貞一君) 他に質疑はございませんか。

「なし」の声あり〕

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、

産業建設委員会に付託の上、審査することにいたした

いと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

定いたしました。よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決

てを議題といたします。農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止につい農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についる。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長(大橋 孝君)○町長(大橋 孝君)○ただいま上程を賜りました議案第六十五号、

ろしくお願いをいたします。
詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よの解除がなされており、本条例を廃止するものでございます。
養老農村勤労福祉センターは、既に用途廃止及び運営委託契約

〇議長(青山貞一君) 久保寺生涯学習課長、補足説明。

○教育委員会生涯学習課長(久保寺利明君) それでは、私のほう

から補足説明をさせていただきます。

業する者の福祉の増進、雇用安定を目的に昭和五十六年三月に新業を農村勤労福祉センターは、農村地域に導入される工業に就

五二・三%ということで建物登記されております。そして、養老十八、四九・六八%です。養老町の持ち分が一万分の五千三十二、建物の持ち分は、当時の雇用促進事業団が一万分の四千九百六

ヽ、イ」。 町が施設の管理運営について雇用促進事業団の委託を受けていま

に至っております。 り払い申請を行いました。 行うとともに、 途廃止及び運営委託契約の解除が決定され、 等整理合理化計画が閣議決定され、 日付で有償譲渡の通 の打診があり、 も整理合理化の対象となり、 国が進める行 後々公民館中ホールとしての事業を行うため 平成十四年四月に勤労福祉施設 政改革の中で、 知があり、 そして平成十四年八月三十二日付で用 当時 平成十三年九月十九日に 町で全ての持ち分を取得 \mathcal{O})雇用・ 養老町の 能 平成十四年九月三十 力開発機構から 本施設につきまして の用途廃止 特 中請を 殊法 の売 現

です。
村機能福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものにつきましてもそちらで規定いたしますので、今回、この養老農例の一部を改正する条例の中で、中ホール、研修室等の使用料等今回、先ほど上程しました養老公民館設置及び管理に関する条

以上で補足説明とさせていただきます。この条例は、公布の日より施行するものであります。

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

(「異議なし」の声あり)

O議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

だいこうで、こ。 よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決

定をいたしました。

ここで、これより暫時休憩とさせていただきます。

開は十一時といたします。

再

(午前十時四十五分 休憩)

(午前十時五十九分 再開)

磯長(青山貞一君) 休憩を解き再開をいたします。

人保寺生涯学習課長、答弁。員の質問に対する答弁ですが、久保寺課長の発言を許可します。人保寺生涯学習課長より答弁の申し出がありましたので、岩永議管理に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、それでは、日程第十五、議案第六十号 養老町公民館設置及び

〇教育委員会生涯学習課長(久保寺利明君) それでは、先ほど岩

幾らかということでちょっと先ほど答えられませんでした。今調永議員のほうから公民館のピアノのメンテということで、費用が

中ホールのピアノにおきましては、年一回やっております。こ

べてきましたので、回答させていただきます。

ちらの費用が一万八百円です。

ランドピアノが設置してあります上多度、 アノになっています。 各地区公民館も年一回、 吉につきましては、 万二千九百六十円です。 こちらが一万八百円ということで、 調律を行っております。 アップライトと言うんですか、 その他、 多芸、 高田、 小畑につきまし 広 その中 「幡、 池 縦型の ーで、 辺、 笠

ぞれ年一回、調律だけを行っております。以上です。

議長(青山貞一君) ありがとうございました。

ます。 阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたし**〇議長(青山貞一君)** 次に、日程第二十一、議案第六十六号 岐

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

ていただきます。 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明をさせ の町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十六号

い、本規約について所要の改正を行うものでございます。
広域行政事務組合及び本巣消防事務組合が解散することなどに伴めるための事務手続をするため再議決をお願いするものと、可茂者に誤りがあることが判明したため、改めて総務大臣の許可を求本組合規約の改正については、昭和五十二年の改正時に許可権

ろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、よ

〇議長(青山貞一君) 田中総務部長、補足説明。

〇総務部長兼総務課長(田中信行君) それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

としたため、 方 昭 \mathcal{O} 消 するため 本組合につきましては、 馬組合が本組合に加入する際に許可権者を誤 五十二年十月一日に岐阜県が構成団体になっている岐阜県地 構成団体の変更等により規約の改正が行 0 それ以後 再 1議決を お の規約変更は無効となっており、 願い 昭和三十六年 するもの ٤ 十月一 可茂広域行政事 われてきましたが 日 って岐阜県知事 に設立され、 それを解 務組合

行うものです。 及び本巣消防事務組合が解散することなどに伴い、 所要 の改正 を

四十八条までの改正については、 内容であって、これを改めて総務大臣の許可を求めるための事務 規約の改正は五十条立てになっておりますが、 過去に本町において議決済みの 第一 条か : ら第

次に、第四十九条の改正につい ては、 可茂広域行政事務組 合が

解散したことに伴うものです。

手続上の改正であります。

条を追って説明をいたします。 することに伴うものと、 最後に、第五十条の改正については、 その他文言の整理等を行うものであって 本巣消防事 務組合が 解散

定しています。 まず第五条の改正については、 組合議会の組織の選任方法を規

ものです。 次に、第八条第五項については、 法定事項であるため削除 する

言の整理を行うものです。 次に、 第九条から第十五条までの 改正につい 、ては、 それぞれ

とに伴うものと表の体裁を整えるものです。 別表の改正については、 本巣消防事務組合が解散するこ

たします。 施行日については、 第四十九条までの改正規定は、 総務大臣の許可があった日から施行します。 それぞれ遡及して

上で補足説明とさせていただきます。

〇議長 (青山貞一君) 説明が終わりました

ただいまより総括質疑を行います。

す ここでの質疑は 本案は総務民生委員会に付託の上、 総括的 あ るい は大綱的な質疑にとど 審査したいと思いま

めていただくようお願いをいたし

質疑はございませんか。

「なし」の あ ŋ

〇議 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありません 本案は、 総務民生委員会に付託の上、 審査 か。 することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、 いたしました。 審査することに

定

〇議長 町道路線の認定についてを議題といたします。 (青山貞一君) それでは、 日程第二十二、 議案第六十七

町長より提案理由 の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

〇町長 (大橋 孝 君) ただいま上程を賜りました議案第六十七

町道路線の認定について説明をさせていただきます。

道路線の 認定について、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十

第八条第二項の規定に基づき議会の議決を求めるものでござ

詳細につきましては、 担当 課長に補足説明をさせますの

ょ

います。

ろしくお願いをいたします。

(青山貞一君) 田中建設課長、 補足説明

〇産業建設部建設課長 田 中一 也君) それでは、 私 のほうか 5

足説明をさせていただきます。

今回認定する路線は、 東海環状自動車道建設事業に伴うもの

が、それに伴うものが一路線の合計八路線でございます。路線及び県営かんがい排水事業、これは東八間地区でございます

号線の七路線であります。三十九号線、口ケ島四十号線、ロケ島下笠一三十九号線、ロケ島四十号線、ロケ島三十八号線、西岩道二十二号線、ロケ島道を改めて認定するもので、整理番号一から整理番号七までの高まず東海環状自動車道建設事業に伴い、新設及び分断された町まず東海環状自動車道建設事業に伴い、新設及び分断された町

- 。 認定するもので、整理番号八の船附百二十号線の一路線でありま認定するもので、整理番号八の船附百二十号線の一路線でありま、次に、県営かんがい排水事業に伴い、分断された町道を改めて

ただきたいというふうに思います。
詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認い

させていただきます。 以上、議案第六十七号 町道路線の認定についての補足説明と

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いま

気疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたした

「異議なし」の声あり」

○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

「直ろもの変更について説明をさせていただきます。 の町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十八日

ざいます。十号)第十条第三項の規定に基づき議会の議決を求めるものでご十号)第十条第三項の規定に基づき議会の議決を求めるものでご町道路線の変更については、道路法(昭和二十七年法律第百八

ろしくお願いをいたします。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ

〇議長(青山貞一君) 田中建設課長、補足説明。

〇産業建設部建設課長(田中一也君) それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

に伴うもの一路線の合計十五路線でございます。 一路線、 まず整理番号一から整理番号十二までの西岩道 今回変更する路線は、 県営かんがい排水事業に伴うもの二路線、 大跡西岩道 東海環状自動車道 号線、 口ケ島十四号 建設事業に伴うもの ロケ 玉 島 \mathcal{O} 河 号 Ш \Box 工

する必要があるため、 を用途廃止することに伴い、 島三号線、下 口ケ島十八号線でございますが、 島三十四号線、 口ケ島西岩道三号線、 ・笠口ケ島 下笠口 路線の ケ島二号線、 一号線、 起終点を変更するものであります。 既に認定されている道路区域を変更 大跡下笠一号線、 東海環状自動 口ケ島二十一号線、 車道敷地内の 大跡二十五号線 下笠口 町道

島四十三号線、 整理番号二及び整理番号十につきまして、 大跡口ケ島 一号線に変更するものであります。 路線名を口

大野六号線でございますが、県営かんがい排水事業に伴う路線 次に、 整理番号十三及び整理番号十四の船附六十七号線、 船 \mathcal{O} 附

また、整理番号十三につきまして、 路線を船附大野 十号線に

起終点を変更するものであります。

更するものであります。

整理番号十五の大巻三十五号線でございますが 玉 \mathcal{O} 河

川 工 事に伴う路線の起点を変更するものであります。

ただきたいと思います。 詳細につきましては、 議案に添付しております図面を御 確 認い

せていただきます。 以上、議案第六十八号 町 道路線の変更について補足説明とさ

みません。一部訂正をお願いいたします

に

ついて御説明をさせていただきます。

をさせていただきます。失礼いたしました。 いうふうに申し上げましたが、 後の整理番号十五でございますが、 大巻三十七号線ということで訂 先ほど大巻三十五号線

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

す 8 ので、 ていただくようお願いをいたします。 ここでの質疑は、 本案は産業建設委員会に付託の上、 総括的、 ある 11 は 審査したいと思 大綱的な質疑にとど

疑 はありませんか。

「ありません」 (T) 声あり〕

諮りします。

〇議

(青山貞一君)

質疑なしと認め、

総括質疑を終わります。

案は、 産業建設委員会に付 託 0 上 審査することにいたした

> と思います。これに御異議あり ŧ らせん

異議なし」の声あり

〇議 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

定をいたしました。 って、 本案は産業建設委員会に付託の上、 審査することに決

〇議長 (青山貞一君) 次に、 日 程第 <u>一</u> 应 議 案第六 十九号

いてを議題といたします。

成二十九年度養老町

公共下

水道事業特別会計

 \mathcal{O}

繰

入れの

変更に

町長より提案理由 の説 明を求めます。

養老町長 大橋孝君

〇町長 平成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの (大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六十九号 変更

二号)で、 なります。 号の平成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第 その内訳は、 公共下水道事業特別会計につきましては、 歳入歳出それぞれ七十五万一千円を増額いたしており 公共下水道事業関係職 員 0 異動等に伴う人件費分と 今回、 議案第七十三

繰入金を充てておりますので、 公共下水道事業関係職員の人件費については、 今回のは 補正により繰入総額 般会計 から

四千八百九十九万八千円に変更するものでございま

ます。 特別会計の繰り入れ 以上で議案第六十九号 の変更についての 平成二十九年度養老町公共下水道事 提案説明とさせてい

〇議 (青山貞 君 説明が終わりまし

ただいまより総括質疑を行

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

定をいたしました。 よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二十五、議案第七十号 平成○議長(青山貞一君) 次に、日程第二十五、議案第七十号 平成

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第四号)につきまして、〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第七十号

その概要を説明させていただきます。

制度システム整備事業、給与改定等に伴う人件費などでございま主な内容は、ふるさと納税、福祉医療事業、社会保障・税番号

す。

ので、よろしくお願いをいたします。詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせます

〇議長(青山貞一君) 田中総務部長、補足説明。

最初に、十三ページの歳出から説明させていただきます。務部関係の補足説明をさせていただきます。

りますので、後ほど一括して説明させていただきます。人件費につきましては、各科目でそれぞれ所要額を補正してお

費では、 いたしました。 援補助金として二百二十万円を増額し、 目企画費では、 システム整備事業でシステム改修に七十四万六千円を増額し、 万五千円を増額し、 納税寄附金の増加に伴い、 款二総務費、 ふるさと応援基金積立金五千三百二十八万二千円を増 移住定住促進事業で子育て世代の住宅取得者の支 項一総務管理費、 五目財産管理費では、 ふるさと納税推進事業で二千七百十一 一目一般管理費では、 十七目ふるさと応援基金 社会保障・税番号制 ふるさと 六 度

利子で四百五十八万一千円を減額いたしました。率の変更等に伴い、一目元金で百六十五万八千円を増額し、二目次に、二十一ページの款十二公債費、項一公債費では、借入利

だきます。 かに、二十二ページの給与費明細書について説明をさせていた

あります。 より、期末手当で二十二万一千円、共済費で七万八千円の増額でより、期末手当で二十二万一千円、共済費で七万八千円の増額でまず特別職の長等につきましては、期末手当の支給率の改正に

円の増額であります。
次に、議員につきましても、同様の理由で期末手当四十万五千

 \mathcal{O} ついては八百 、額であります。 iz ついては 十四四] 万九 一千 ジの 兀 千 亩 百 八 般 \mathcal{O} 増 +職 額 应 E 万七 0 いて説明させてい 共 千円の 済費では一 減 <u></u>
級額、 二百十八万四千 職 ただきま 員 手 円

昇給等に伴う分で五百八十一 伴い二千二百三十万六千円の 給料の増減につきまして は、 万九千円の増額で、 減 額 給与改定に伴う分で百六十 であります。 異 動 退 職 九 万 円

六千円、 次に、 その 職員手当等につきましては、 他異動等に 伴い二 百 六十 兀 制 |万三千 度改正に 甴 伴い 0 増 額 五. で 百 あ 五. n + ま 万

交付税の交付 次に、 款九地方交付税、 ページの歳入につい 額の決定により一億一千 項 地 方交付税、 . T 説明さ 应百 目地方交付税では、 せていただきます。 九万六千円を増 額 普 11 た 通

千円を増額しました。 附金では、 次に、 + ふるさと納税寄附 ージの 款十六 金の 寄 附 金、 増 加に 項 より五千三百二十八万二 寄 附金、 目 総 務 費寄

しました。

債では、 金では、 発行 款十七繰入金、 財源調整として三百十七万五千円を減 可能 ージの款二十 額 の確定に伴 項一基· 町 債、 :い五千四百三十万円 一金繰入金、 項 町 債、 目財 額 六 目 V 政 を 臨 たしました。 調整基 減 時 財 額 金繰入 政 11 対策 たし

業について、 たしま] た。 年度内に完了する見込みがな ジの第二表 越 明 許 量では、 ため 認定こども 繰 越 明 許 整

カコ W 排 水事業債 地方債補正 限度額を百二十万円増 で は 事業費 の増 額 額等によ L 補 Ē 9 後 \mathcal{O} 限 県

> 限 額 百 度額 七十万円とするも を七百九十 を五 千四 方 百三十万円減額 円 臨 のです。 時 財 政対策債で発行可 補 正 後 \mathcal{O} 限 能 度 額 額 \mathcal{O} を四 確 定に 億 伴

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

社部関係の補足説明をさせていただきます。
〇住民福祉部長兼住民人権課長(髙木 勉君) 私からは、住民

最初に、十四ページの歳出から御説明させていただきます。

費では、 万六千円を増額 市 町村専用装置及び証明発行割 二総務費、 戸籍住民基本台帳事務費で戸籍副 いたし 項三戸籍住民基本台帳費、 じました。 ŋ 印 とじ 本デー 器の 目 修 戸 籍住民 繕費とし タ管理シ 基 して二十 ンステム 本台

障害者福祉 しました。 に、 款三民: 事 業で、 生費、 利 用 項 者 社会福祉 の動向により、 費、 <u>二</u> 十 目社会福祉総務費では、 兀 万円を増 額

した。 事業所の 者自立支援給付事業費の確定及び平成二十三年度の障害自立 十五ペー 過 ジの 誤 納 障害者自立支援給付事業 金 0 精 算に より、 六十五 で、 万 五. 平 千 成二十 円 を増 額 八 年 たし 度 支援 障 ま

たしました。 生活用具給付 障 告者地域: 事 生 業 活支援事業で、 0 動 向に基づい きまし 移 動 支援事 て、 七 業等委託 百二十 業務及 方円 を び 日 額

11 \mathcal{O} たしまし 確 定及び 民 1健康保 職員 た。 険 給与 特別会計繰出 \mathcal{O} 改定等により、 金で、 玉 民 六 健 百 兀 康 保険 十三万六千円 基盤安定 を 繰 増 出 額金

給与の改定等により、三百九十三万三千円を減額いたしました。 介護保険事業特別会計繰出金で、電算システムの改修及び職員

五万七千円を計上いたしました。係るシステムレイアウトの改定等に要する経費として、二百六十任会保障・税番号制度システム整備事業では、マイナンバーに

れ四千百六十四万円と、 子家庭医療事業の動向に基づきまして、 駐車場 九 目心身障害者福祉センター費では、 土どめ等工事 |医療費では 請負費として、 本年度 百五十一万八千円を増額い 0 重 **一度心** 百二万六千円を 心身障害者福祉 扶助費の 身障害者医療事 所要額をそれぞ たしました。 計 センター 上 及び たし 父

千円を増 業費の確定による国 給付事業で、 次に、 項二 類いたしました。 児 利用者の増加による扶助費及び平成二十八年 童 福 祉 県負 費、 担 目 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 児 返還金として、 童 福 祉 総務費で 六百六十五万三 は、 障 害 度 児 0 通

万七千円を計上いたしました 及び旧笠郷幼稚園舎改修工事に 成三十年度から養北認定こども また、 認定こども園整備事業で、 伴 園 う備品購入費として、 仮 養北 称) 保育園と養北幼 に移行するため 稚園 百 兀 \mathcal{O} が

加算の増加により千三百八十二万八千円を増額いたしました。 二目児童措置費では、私立保育所等運営事業で、処遇改善等の

十一万六千円を充てるものでございます。 兀 目児 -成二十八年度にまちづくり整備基金に積み立てた寄附(として、二十一万六千円を増額いたしました。また、 童 発達支援費では 児 童 発達支援事業所 額 北 0) 備 金 財 源

十六ページの 百八十二万九千円と六 事業及びは 款四 健 |衛生費、 康 増進 百 五. 事 十六 項一 業 \mathcal{O} 万三千円を増 動 保 健衛生 向により、 二目 額 委 託 料 予 たしま をそ 防

次に、九ページの歳入について御説明申し上げます。

たしました。 \mathcal{O} 再算定に 担 及び より、 負 担 金 私立保育園保育 項 負 担 金、 料 九十 目 九万八千円 民生費負担 は

ました。 担金の節二では、 それぞれ増額いたしました。 百二十万九千円、 次に、 国民 款十三 健 康保 険基 玉 障害児通所給付費負担 事業費の増加に 庫 盤 支 安定負担金九百 出 金 また、 項 により 玉 節三では、 庫 九 私立保育 負 金二百 十万三千円を増 担 金、 負担 八十七万七千円を 所 運 目 営費負 金の 民 生 費 確定によ 額 玉 庫

七万一千円を計上いたしました。 障害者地域生活支援事業費補助金として三百五 額 次に、 社会保障 1 ジ 税 \mathcal{O} 番号制度システム 項 玉 庫補 助 金 整 正備費補: 目 民 生費 助 + 九万八 金として百七十 玉 補 千 助 円 金で は

四千円、 節二では、 金七百八十一万八千円を増額い 節三では、 款十 障害児通 事業費の増 匝 1県支出 負 所給付費負担金百四十三万八千円をそれぞれ 担金 加により私立保育所 の確定により 県負 たしまし 担 玉 金、 民健 た 運 康 営費負担金百六 目 保険 民 生費県 基盤安定負 負 担 一十万 金

家庭等医 費補助金として十二万円をそれぞれ増額 地域生活支援事業費補 次に、 助金 公療費) (重 度心身障害者医療費)二千八十 県 七十三万九千円をそれぞれ 補 助 金 助 二目民生費県補助 金として百七十九万 Ļ 増額 金 節二で 九千 \mathcal{O} 万九千円 いたしまし 節 ーで 円 は、 は、 障 宇者 障 祉 (父子 医 害

てた二十 づくり整備基金 一万六千 *-* ∼ 単緑入金 ご] ジの 円 を 一では、 取 款 十七繰入金、 り 崩 į 亚 成二十八年 児童 項一 発達支援事業所 一度の寄 基金繰入金、 附として積み立 養 六 兆 目 I ま ち

次 きし 購入費に充てるため、 一支援給 款十九諸収入、 **ご費の過ご** 年度分返還 項 二十一万六千 应 雑 入、 金 五. Ŧī. 目過 百 九十六万一千円 円を計上 年度収 入では、 たしま 玉 増 県

ノ義長(青山貞一君) 桐山産業書受邪旻、甫足兇児。 以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

〇産業建設部長兼水道課長(桐山一則君) それでは産業建設部関〇議長(青山貞一君) 桐山産業建設部長、補足説明。

最初に、歳出につきまして御説明させていただきます。係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

推進 プ の 代人材投資事業費では、 う対応として臨時職員の賃金として七十六万一千円を、 梁 日 が 八 振興費の水田農業構造改革対策事業費では、 まず、 長 間 本 次に、 計上されることに伴い、 次に、 補助 地区 0 就農者への補助金として百万円をそれぞれ増額いたしました。 ※・滝・ 款八土 金四 五. 十六ページの款六農林水 十七ページ、款七 に 化 計 おける県営かんがい排水事業におい 目土地改良費の 画事業にお 十七万円を充当するため、 木費、 渚全国協議会総会関連事業に岐阜県清流 項 後 二道 **後継者等** て、 商工 百二十七万三千円を増額い 県営かんがい排 路 事 **昭橋梁費、** 費、 業主体 産 就農給付金として親元就 項一 業費、 二目道路橋梁 財源更正を行うものです。 商工費、 が海津市であるた 項 水事業負担金では、 職員の て、 農業費、 三目観光費では 病気休 県の 維 たしました。 農業次 三目 の国ぎふ 追 農タイ 加 暇 の橋 予算 当 東

百 万五 千円を計 項 一いたし 河 川 まし 費 た。 目 河 Ш 総務 費 河 Ш 関 係

町

事

ず業負担

分を委託料として計

上いたしましたが、

定に基づく負担

の支出となるため、

支出科目の

更

行 市

个に係

ぶる委託

料千四

百

九

十八

万

五千

-円を減

額

L

負 正 海

担を津

金千

た。 一金では、 され 八 ることに伴い、 間 地 X に おける県営排水事 六十三万六千円 業に を増 お V 額 て、 県 \mathcal{O} ま 追 加

別会計 七十五万一千円を増額 次に、 繰出 項 金に 兀 都 つ 市 **(**) 計 て 画 は、 費 し繰り出す 三 公共下水道 目 下 € の 水道 事 整 業特 備 費 別 \mathcal{O} 公共下 会計 \mathcal{O} -水道 補 正 事 業 伴

威入につきまして説明させていただきます。

県補 親 + ~ | 元就農タイプとして 助金の農業費補 ジの 款 + 四県支出 助 百 金 一では、 万円を増額 金 項二県 後継者等 たし 補 就 助 まし 農給 金、 た。 付 兀 目農林 金 事 業費 水 産 補 業 助 金

ました。 金が交付されることになりましたの 全国協議会総会関連 次に、 商工 一費県補 事 助 業に対 金の観光費補助 して、 いで、 岐阜 金 -県清流 兀 で + は 七 万円を増 の国ぎふ推 日 本 \mathcal{O} 森 額 進 滝 たし 補

県営かんがい排 東 次に、 八間地区に おける県営 ージの 水事業債百二十万円を増 款二十町 か んがい 債、 排 水事 項一 額 業 町 0 債、 たしました。 増 二目農業債で 額 分の 財源として は

〇議長 (青山貞 上で産業建 君 設 部 関 係 佐 藤教育委員会事務局 の補足する説明とさせて 長、 補 いただきま 足説 す。

〇教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長(佐藤昌

せていただきます。 子君) それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさ

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

千円を減 九ペ 支援を要する児童に 務 課] ジ、 額し \mathcal{O} 臨 時 款 留 職 十 -教育費、 守 員 家 が 庭児童教室 九月に退 0 項一 7 指導 職 教育総務費、 及び V たしま 員 \mathcal{O} 配置 時 預 二目事務局 をふやしまし かり児童教 た \mathcal{O} で、 九十六万 数室にお 費で

預 !導員の賃金として、 かり児童教室で七十八万二千円を いたしました。 留守家庭児童教室で六十八万二千円、 増額 増減し、 七節

金として五十万円を増額

雨が 費として工事請負費に二百万円を増額しました。 なりますので、修繕費として二十三万八千円を増額いたしました。 ライトが九月十八日の台風十八号により破損し、 次に、 伝い壁面の傷みが進行しますので、 池辺小学校の体育館について、 項二小学校費、 一目学校管理費では、 雨どいと壁 雨どいが 笠 被損し、 却学 雨漏りの 富 \bar{o} 校 改 0 壁面を 修工 原因と \vdash ツ 事

しました。 故障による買いかえのため、 次に、 三目学校給食費では、 備品購入費に四十三万二千円を増 養北小学校の給食用牛乳保冷 庫 額が

大会、 四十九万八千円を増額しました。 また、項三中学校費、二目教育振興費では、 東海大会等の参加補助金として、 負担金補助 部活動に 及び交付金に におけ る県

用を補助するため、 棒が本年五月の運行時に前後とも折れたため、 定文化財である高田曳車山の一つである東町の林和靖山 額しました。 二十ページ、 項五社会教育費、 負 (担金補助 及び交付金に二十 二目 社会教育総務費で 修理修復に係る費 万四 千 車 は 円 \mathcal{O} |を増 かじ 指

いて、 歳入に つい 7 御 説 崩 申 し上げます。

に十四万二千円を増額 金では、県指定文化財修理事業補 十ページ、 款十四県支出金、 しました。 項 助 二県補 金として、 助金、 社会教育費補 七 目教 育費県 助 金

万 水小学校 、五千円を計 また、 十一ページ、 のト ップライト 上 いたしました。 款十九諸. -修繕に . つ 収 入、 1 7 項四雜入、 建 物災害共済金として十 六目雑入で、 笠

> 上で教育委員会事務 局 の補足説明といたしま

(青山貞 一君 説明が終わりまし

ただいまより総括質 疑 を行 、ます。

いただくようお願いをいたします。 な ここでの質疑は 本案は常任委員会に付託の上、 総括的、 あ る 11 は 大綱的 査 な質疑にとどめ た いと思い 、ますの

質疑はありません か。

「議長」と呼ぶ者あり〕

(青山貞 一君 松永民夫君

ては、九月議会で私は賛成をした討論をいたしまし 定こども園の事業が繰り (松永民夫君) 六ページで明許繰り 越しになっております 越しということで、 が、この件に

その点をお尋ねいたします。 れて明許になったのか、 明をしていただいて執行していただきたいという要望をい したが、 その中で、執行については、 明許になった理由、 いろんな事業の 地域の中でそういう話し合い 執行するまでしっかりと地 面で明許になったの たしま が 元

〇議長 (青山貞一君) 松岡子ども課長、 答弁。

〇住民福祉部子ども課長 (松岡弘泰君) ただい ま \mathcal{O} 松永 議 員 \mathcal{O}

質問にお答えさせていただきたいと思い ます。

にということで、 元 理解を得まして議決 のほうに説明に その後、 九月に補正予算として計上させていただきまし 今議員おっしゃいましたように、 補 お邪 正 いただきまして、 魔いたしました。 予算を議決いただいた件に ありがとうござい 地元 て、 つきまして、 の説明を丁 議員 各位 地

十月に入りまして、 ただきましたが、 その 十月二日の議会全員協 同じ日に 小 畑 地 区 0 議 区長会の 会でも御 いほうに 開き

説明会ということもありまして、保護者の方にも御説明申し上げお邪魔して御説明申し上げました。その二日後に小畑地区の入園

..。さん、区長会長さんの皆様の前でも御説明をさせていただきましさん、区長会長さんの皆様の前でも御説明をさせていただきましきん、区長での後、十月六日に区長連絡協議会の役員会という場で、区長

(ロー) (ボートのででで) でいます。 その後、十月十日に多芸東部の区長会のほうにも行って御説明

方といいますか、アンケート、この件についてどういう御意見かども園の入園の受け付けが行われました。その際に、御利用者のその後、十月十六日から十月二十七日にかけまして、来年のこを申し上げたところでございます。

いております。と小畑地区の区長会長様から要望書ということで御意見もいただと小畑地区の区長会長様から要望書ということで御意見もいただということで、区長連絡協議会長名と多芸東部の区長会長様、あその後、十月二十七日付で、養北認定こども園に関する要望書

というのを伺いました。

御意見をちょうだいしたところでございます。談会という場もございまして、そちらでも御説明申し上げまして、また、平成二十九年の十一月二日には、北部の区長会の合同懇

たいというふうに考えておるところでございます。御意見を伺いながら、この件につきましては進めさせていただき、月の議会後、そのように一応地元、あるいは利用者の方に、

今から発注いたしますと、工期として六カ月ということになりまさせていただきたいということで説明を申し上げておりまして、した。今、地元の御意見を伺いまして、この件につきまして進め定でしたので、工期としましては六カ月、半年を見込んでおりま、月の補正で上げさせていただきまして、十月から執行する予

ます。よろしくお願いいたします。
ことで明許のほうを御理解いただきたいというふうに考えておりにはまことに申しわけございませんが、何とぞ工期の延期というにはまことに申しわけございませんが、何とぞ工期の延期というら発注いたしましても、一月、二月、三月、三カ月で設計というすと、今、この明許をさせていただかないと、工期として一月かすと、今、この明許をさせていただかないと、工期として一月か

〔挙手する者あり〕

〇議長(青山貞一君) 十番 松永民夫君

ございました。しっかりとやっていただきたいと思います。以上の十番(松永民夫君) 丁寧に地元説明をされておるという説明で

○議長(青山貞一君) ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。質疑ございませんか。

長(青山貞一君) それでは妊〔「ありません」の声あり〕

〇議長(青山貞一君) それでは質疑なしと認め、総括質疑を終わ

ります。

お諮りします。

ことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。本案は、予算の所管ごとに各常任委員会に付託の上、審査する

[「異議なし」の声あり]

O議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

いたしました。 よって、本案は各常任委員会に付託の上、審査することに決定

成二十九年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を〇議長(青山貞一君) 次に、日程第二十六、議案第七十一号 平

議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます

養老町長 大橋孝君。

平成二十九年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第七十一号

号)につきまして、その概要を説明させていただきます。

ます。
し、予算総額を四十四億九千九百七万一千円とするものでございし、予算総額を四十四億九千九百七万一千円とするものでござい今回の補正で、歳入歳出それぞれ四千八百六十万二千円を追加

県支出金の精算返還金等を計上いたしました。十八年度療養給付費、特定健康診査等事業費の確定による国及び補正する主な内容は、給与改定等に伴う人件費の減額、平成二

ろしくお願いをいたします。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ

○議長(青山貞一君) 髙木住民福祉部長、補足説明。

の外の情報を見れている。 〇住民福祉部長兼住民人権課長(髙木 勉君) それでは、私のほ

款一総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、職員の給最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。うから補足説明をさせていただきます。

与改定等に伴 金十五 万五 千円、 ľ, 国保関係職員費 共済費三十四万円をそれぞれ 百 九 万七千円、 退職手当 減額い た 組 合負 ま

費補 保 電 助 金 算処理委託業務では、 の確定により、 財 源 玉 更正 民 を行うもの 健康保険 制度関係 でござい 業 ま

給付費から、 保険 然給付費、] ジ \mathcal{O} 款六介護 項 療 養諸 納 付 費 金 項 目 介 護 般被保険 納 付 金 者 療 目

正により、財源更正を行うものでございます。介護納付金につきましては、他会計繰入金の一般会計繰入金の

補

では、 ぞれ減額いたしました。 退職手当組合負担金十一 次 に、 職 員 款八保: の給与改定等に伴 健事業費、 万五千円、 項二 V) 保健事業 玉 保関 共済費二十七万三千円をそれ 係 職員 費 目 百二万三 保 健 衛生 千 普 Ħ, 及

増 ック助成金の また、 額 いたしました。 保健衛生普及事業費につきましては、 支出額を踏 「まえ、 不 -足が予 測さ れ これまでの るため三十 万 円 間

三目償還金で 事業費負担金の交付額 金として五千百三十万五千円を増額い 次に、 九 ペ | は、 ジの 平 成二十八年度療養給付費及び特定健 款 の確定により、 +諸支出· 金 項一 たしました。 国及び県支出 償 還 金 及び 金の 還 精 康 付 診 加 返 算

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

した。 業務準備事業費補助金では、 事業費補助 款三国庫支出金、 金の 確定により、 項二国 [庫補助 千三百十五 広域化に向 金、 二目 万四 けたシステム改修に 国民健康保険制 千円を計 上い たし 度 伴 関 ま

千円をそれぞれ増 保険税軽減分三百八十二万二千円、 は、 金三百万三千円、 次に、 定により、 減額 減 いたし 対 款 象被 九繰 そ 入金、 ました。 0 保 **吟者数** 額し、 他 玉 民 般 項 健 会計 康保険制度関係 人件費の の増加により、 他会計繰入金、 繰入 減額に 金 保険者支援 千 四百 保険 業務準備 伴 + 基 目 分千 九 職員給与 盤 般会計 万一千 安定繰 事業費補 九百 茁 費等繰入 入 繰入金で 八十万八 をそれ 金で、 助 金の

『整として二千九百一万二千円を充当するものでございます。次に、款十繰越金、項一繰越金、二目その他繰越金では、財源

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はありませんか。

ていただくようお願いをいたします。

め

[「なし」の声あり]

○議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

いと思います。これに御異議ありませんか。 本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

定をいたしました。 よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二十七、議案第七十二号 平

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

平成二十九年度養老町上水道事業会計補正予算(第三号)につの町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第七十二号

きまして、その概要を説明させていただきます。

額し、補正後の予算額を四億四千三百九十九万四千円に改めるも、今回の補正予算につきましては、収益的支出を八十万六千円減

のでございます。

ろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ

〇議長(青山貞一君) 桐山産業建設部長、補足説明

〇産業建設部長兼水道課長(桐山一則君) それでは、私のほうか

ら補足説明をさせていただきます。

十三ページをごらんください。

万五千円減額、合計八十万六千円減額いたしました。三千円増額、法定福利費で三十四万一千円減額、退職給付費で十用、四目総係費の給料で七十三万三千円減額、手当等で三十七万費を補正するものでありまして、款一水道事業費用、項一営業費今回、収益的支出につきましては、職員の異動等に伴い、人件

。 以上で議案第七十二号についての補足説明とさせていただきま

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどすお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はございませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議はありませんか。本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、 本案は産業建設委員会に付託の上、 審査することに決

成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算 (青山貞一君 次に、 日 程第二十八、 議案第七十三号 (第二号)

町長より提案理由の説明を求めます。

を議題といたします。

養老町長 大橋孝君

〇町長 号)につきまして、その概要を説明させていただきます。 平 成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算 (大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第七十三号

正するものでございます。 算総額を三億六千六百七十五万一千円とするものでございます。 補正の内容につきましては、 今回の補正で、歳入歳出それぞれ七十五万一千円を増額 職員の異動等に伴い、 人件費を補 予

詳細につきましては、 担当課長に補足説明をさせますので、 ょ

(青山貞一君) 桐山産業建設部長 補足説明。

ろしくお願いをいたします。

〇産業建設部長兼水道課長 (桐山一則君) それでは、 私の ほ うか

b

)補足説明をさせていただきます。 最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。 一下水道費、 項一公共下水道管理費、 一目総務費では、 職員

の異動等に伴い人件費を補正するものでありまして、給料で五万 職員手当等で七十一万一千円増額、共済費で一 万二

合計七十五万一千円増額いたしました。

款五繰入金、 六ページの歳入について御説明申し上げます。 他会計繰入金 一目 般会計繰入金を七十五

万一千円増額いたしました。

以上で議案第七十三号についての補足説明とさせていただきま

(青山貞一 君 説明が終 わりまし

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。 すので、ここでの質疑は、 なお、本案は産業建設委員会に付託の上、 総括的、 あるい は 審査したいと思いま 大綱的な質疑にとど

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

お諮りします。 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

いと思います。これに御異議ありませんか。 本案は、 産業建設委員会に付託の上、 審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

定をいたしました。 よって、本案は産業建設委員会に付託の上、 審査することに決

〇議長 成二十九年度養老町介護保険事業特別会計補正予算 (青山貞一君) 次に、 日 程第二十九、 議案第七十四号 (第二号)

議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。 養老町長 大橋孝君

〇町長 号)につきまして、 成二十九年度養老町介護保険事業特別会計補正予算 (大 橋 孝君) その概要を説明させていただきます。 ただいま上程を賜りました議案第七十四号

するものでございます。 十六万五千円を減額し、 今回 「の補正予算につきましては、 ·算総額を二十八億百九十六万九 歳入歳出それぞれ五千四 円と 百二

ろしくお願いいたします。 保険給付費の動向による保険給付費の増減額を計上いたしました。 詳細につきましては、 制度及び法改正による電算システムの改修に伴う必要 補正する主な内容は、 担当課長に 職 **喊員給与費** 補 の所要額 足 説明をさせますので、 のほ か、 7 額 1 介護

(青山貞一君) 橋健 康 福 祉 課長、 補足説明

〇住民福祉部健康福祉課長〇議長(青山貞一君) 高)補足説明をさせていただきます。 (高橋正人君) それでは、 私 0 ほ う ゟ゙ゝ

最初に、九ページの歳出について御説明申し上げます。

6

しました。 負担金十三万八千円、 として介護保険事業関係職員費百 総務費の総務管理費 共済費三十五万五千円をそれぞれ増 目一般管理費では、 九十三万八千円、 職員給与の 退職 概手当組: 所要 額 た 合 額

計 \mathcal{O} 上いたしました。 標準レイアウト改正に伴う所要 次に、社会保障・税番号制度システム整備事業では、 (額として六十四万八千円 シ |を新 ステ 規

などに伴う所要額として百二十三万二千円を増額いたしまし 保険給付費の介護サービス給付費 法改正システム改修事業では、 その動向により六千七十四万円を減額いたし 高 額医療介護合算の 一目居宅介護サービ ま

/護予防 ビス計 その動・ サービス給付費、 画給付費につきましては 向によりまして百二十一 兀 目 介護予防住宅改修費につきまし 万七千円を、 百四十八万六千円をそれぞ 五.目 介護予防

> れ 額 いたし まし

千円 サ を増額いたしまし -ビス給 付 諸 費、 た。 一目審査支払手数料で は、 同様に十七万二

九万七千円を減額いたしました。 を減額し、 職員給与の所要額として地域支援事業関係職員費三十二万三千円 地域支援事業費 退職手当組合負担金二万九千円を増額 の地 域支援事業 費、 目 地 域支援事業費 共済費四十 は

その他諸費、 一目審 査 支払手数料で は、 その 動 向により 八 万

を増額いたしました。

険給付費の動向 を減額いたしました。 次に、 国庫補助 まず国庫支出金の国 六ペー 金、 一目調 -ジの歳 により一千百五十七万三千円を減額いたしまし 入に 整 庫負担金 交付金では、 つい て御説 一目介護給付費負担金で 同様に二百八十九万三千 明 申 上 げ ます。 は、 円

払手数料の補正に伴い、 二目地域支援事業交付金 五万円を減額い (総合事 業) では、 たしまし 人件費及び 審査

人件費の補正に伴い、二十万二千円を減額いたしました 三目地域支援事業交付金 (総合事業以外の地域支援事業)

また、 額いたしました ム整備費補助金として四十三万二千円を新規計 四目介護保険事業費補助金では、 法改正システム改修事業補助金として四 社会保障・ 税番号制度システ 十五万三千 上いたしました。 円 を

金では、 しました。 次に、支払基金交付金の支払基金交付金、 険 給 付 の動 向により一千六百二十万二千円を減 目介護給付 費交付 額い

正 一目地域支援事業交付金では、 五. 万五 千円を減額 1 たしまし 人件費及び 審 查支払手数 0

給付の動向により七百二十三万四千円を減額いたしました。次に、県支出金の県負担金、一目介護給付費負担金では、保険

い。及び審査支払手数料の補正に伴い、二万四千円を減額いたしまし及び審査支払手数料の補正に伴い、二万四千円を減額いたしまし、県補助金、一目地域支援事業交付金(総合事業)では、人件費

人件費の補正に伴い、十万一千円を減額いたしました。 二目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)では、

二目地域支援事業繰入金(総合事業)では、人件費及び審査支険給付費の動向により七百二十三万四千円を減額いたしました。次に、繰入金の他会計繰入金、一目介護給付費繰入金では、保

払手数料の補正に伴い、二万四千円を減額いたしました。二目地域支援事業繰入金(総合事業)では、人件費及び審査支

三目地域支援事業繰入金

(総合事業以外の地域支援事業)

では

五目その他一般会計繰入金におきましては、人件費及び審査支人件費の補正に伴い、十万一千円を減額いたしました。

額いたしました。費及び法改正システム改修事業の国庫補助残九十九万五千円を増また、事務費繰入金として、社会保障・税番号制度システム整備払手数料の補正に伴い、二百四十三万一千円を増額いたしました。

額するものであります。 なお、財源調整として、繰越金で一千二百八十八万三千円を減

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

めていただくようお願いをいたします。すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどなお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

質疑はございませんか。

[「ありません」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

をいたしました。よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決

定

○議長(青山貞一君) 次に、日程第三十、議案第七十五号 平成

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第七十五号

号)につきまして その概要を説明させていただきます。 平成二十九年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第

七千円を追加し、予算総額を一千五百十九万七千円とするもので、今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ二百十九万

ございます。

ラン作成委託業務の動向による必要額を計上いたしました。補正する主な内容は、人件費の所要額のほか、介護予防支援プ

ろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ

D議長(青山貞一君) 高橋健康福祉課長、補足説明

〇住民福祉部健康福祉課長(高橋正人君) それでは、私のほうか

)補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

組合負担金三千円をそれぞれ増額し、 として、 総務費の施設管理費 介護サービス事業関係職員費三十七万二千円、 一目一般管理費では、 共済費二万円を減額いたし 職員給与の 退職手当 所要額

いたしました。 ーネット回線への移行に伴う所要額として四万七千円を新規計上 介護サービス管理事業では、介護給付費請求について、 インタ

ました。

費では、介護予防支援プラン作成業務等の動向により、 サービス事業費の介護予防支援事業費、 一目介護予防支援事業 百七十九

画費収入では、二百十九万七千円を増額いたしました。 万五千円を増額いたしました。 サービス収入の介護予防給付費収入、一目介護予防サー 次に、六ページの歳入につきまして御説明させていただきます。 F. こス 計

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

すので、ここでの質疑は、 本案は総務民生委員会に付託の上、 総括的、 あるい は 審査したいと思いま 大綱的な質疑にとど

ていただくようお願いをいたします。

 \Diamond

疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〇議長 (青山貞一君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

諮りします。

11 と思います。これに御異議ありませ 本案は、 総務民生委員会に付託の上、 んか。 審査することにいたした

[| 異議なし」 の声あり〕

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

定をいたしました。 よって、本案は総務民生委員会に付託の上、 審査することに決

委員長に要請をいたします。 委員会は、同日の午後一時三十分からそれぞれ開催されるよう各 生委員会は、十二月十二日火曜日の午前十時から、 最後に、 本日決定いたしました議案審査の付託先である総務 また産業建設

〇議長 (青山貞一君) これをもちまして、 本 日 の議会日 程

ます議案の提案説明等は全て終了をいたしました。

お諮りします。

議 十日までの十二日間は休会にいたしたいと思います。 案精読及び委員会審査のため、 あす十二月九日から十二月二 これに御異

ありませんか。

〇議長 (青山貞一君) [「異議なし」の声あり] 異議なしと認めます。

会することに決定をいたしました。 よって、あす十二月九日から十二月二十日までの十二日 間 は 休

〇議長 (青山貞 君 これで本日の 日 程は全て終了をい たしまし

りましたが、 をいただきましてありがとうございまし 議員の皆さん、 ありがとうございました。 そして執行部の皆さんには、 た。 若干時間が延長にな 議会進行 に 御協

それでは会議を閉じます。

本日は、 これをもちまして散会といたします。

(散会時間 午後○時十五分)り会議を開きます。本日は、御苦労さまでございました。 なお、議会二日目は、十二月二十一日木曜日午前九時三十分よ

めここに署名する。 右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた

議

平成二十九年十二月八日

長

青

Щ

貞

義 博

議

員

北

倉

義 仁

議

員

岩

永

- 36-